

掛川市告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和5年7月24日から2週間掛川市役所維持管理課において平日開庁時間内に
一般の縦覧に供する。

令和5年7月24日

掛川市長 久保田 崇

市 道 認 定 路 線 表

路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
17049	萩間橋東線	萩間字塚山455-2番地先 萩間字沢川原530-1番地先	令和5年7月24日